会議録

令和4年第3回更別村議会定例会

第3日 (令和4年9月15日)

◎議事日程(第3日)

第 1 会議録署名議員指名の件

第 2 認定第 1号 令和3年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件

第 3 認定第 2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

第 4 認定第 3号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 の件

第 5 認定第 4号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 6 認定第 5号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 7 認定第 6号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員(6名)

 議長 8番 髙 木 修 一
 副議長 7番 織 田 忠 司

 1番 遠 藤 久 雄
 3番 小 谷 文 子

4番 松 橋 昌 和 6番 安 村 敏 博

◎欠席議員(1名)

5番 太田綱基

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村	長	西	Щ		猛	副村長	大	野		仁
教 育	長	荻	原		正	農業委員会長	道	見	克	浩
代表監查	委員	笠	原	幸	宏	総務課長	末	田	晃	啓
総務課参	事	小	寺		誠	企画政策課長	本	内	秀	明
企画政策 参	f 課 事	今	野	雅	裕	産業課長	髙	橋	祐	二
住民生活記会 計管理		小里	予寺	達	弥	建設水道課長	佐	藤	成	芳
保健福祉詞	果長	新	関		保	子育て応援 課 長	石	Ш		亮
診療所事務	务長	酒	井	智	寛	教育委員会 教育次長	小	林	浩	二
学 校 給 センター原		安	部	昭	彦	農業委員会事務局長	Ш	上	祐	明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 敬 貴 書 記 伊 東 秀 行

書 記 南雲美幸

◎開議宣告

○議 長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、5番、太田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、松橋さん、6番、安村さんを指名いたします。

それでは、会議を始めます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 令和3年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和3年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の 規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

14日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れ があれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 せっかくの機会でございますので、もう一度確認をさせていただきたい と思います。

ページ数、7ページ、8ページ目でございます。税の収入に関することで、個人の収入 未済額並びに固定資産税の未済額ということの説明をいただきました。本当に担当の方々 は毎年ご苦労なさって、それなりの対応をしていただいていると思うのですけれども、長期化もなっているという部分もあるというふうに判断もできますので、それらについての経過措置並びに今後の対応についての見解があればご説明いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 まず最初に、令和3年度の税目全てにおいて100%の徴収が達成したこと について、住民の皆様のご理解とご協力に感謝をしているところでございます。今後につきましても収納率の向上に努めたいと考えてございます。

それで、滞納者の対応ということでございますけれども、住民税や固定資産税などの各税目の対応は共通な対応ということをしておりますけれども、滞納者と連絡を密にしまして、個別に電話連絡や自宅訪問、一括で支払うことが困難な方、こういった方と納入の誓約などで対応しているところでございます。また、滞納者の個別に係内では担当者を設定しまして、定期的な連絡を行っているところでもございます。ただ、しかしながらですけれども、滞納者の対策というのは非常に厳しいものがありまして、生活が厳しいとか、突発的な支払いが出て支払いができないということなど、そういった状況に対して何度も繰り返して対応せざるを得ないという、そういった状況が続いている状況でございます。

そのためですけれども、近年におきましては納期限を待って滞納があってから徴収をするということではなくて、滞納期限前に支払いのお願いをするという、個別に連絡をするといった対応に変えてきているところでございます。つまり滞納になってから対応するのではなく、滞納になる前に連絡をすると、そういった方法に変えてきてございます。また、滞納者の中には、日中仕事をしているということもありまして支払う時間がないと、そういった事情もありますので、そういった方とは事前に約束をしまして役場での夜間での対応と、支払いについても対応しているといった方法を取ってございます。このように、行政だけの都合ではなくて、住民に寄り添った対応といったことで、その結果収納率が100%につながったと実感をしているところでございます。

ただ、現年度分については100%の対応が達成されましたけれども、過年度分、これはいまだにまだ支払いが厳しい状況になってございます。過年度分の滞納者につきましては数人いますけれども、古くは平成14年度分からのこともありまして、またさらに更別から転出している方も数名いらっしゃいます。そのため、対応がなかなか難しい状況が続いているところでございます。現在におきましても十勝滞納整理機構への対応をお願いする、そういったケースもありますけれども、今後につきましても引き続き公平な対応、適正な徴収に努めていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に担当部署苦労しているというのは理解はしているのですけれども、 現年度の徴収分が、おかげさまでといいますか、住民のご協力もいただきながらというこ とで現年度せっかく100%徴収率を上げているという中で、今お聞きしたように滞納が長期化している部分あるということで、非常に憂慮しています。ということは、税の公平負担という観点から見れば、村の行政執行に関わる部分の大切な財源にもなるわけですから、その点は目をつぶるということは私はできないと思っていますし、まして今回の監査報告の中にも滞納部分の適正な徴収の努力をすべしという監査意見もございます。確かに部内でこれだけの努力をしているという部分は評価もしたいし、努力に感謝もしたいと思いますけれども、今説明がありましたように、せっかく十勝滞納機構があります。どちらかというと、悪いけれども、更別はあまりそれに対する積極的な行動をしているというふうにはちょっと見ることができない。どちらかというと優しいという、担当の職員が日々の中で努力しながら進めているというのは、これは分かりますけれども、これは国民の義務ですので、権利を主張するのであれば、義務も遂行していかなければならないという部分あります。

今働いている方、夜しか対応できない方とかいろいろありますけれども、これは理由にはならないと言えばそれまでなのです。ですから、その点十分把握しながら、強行とは言いませんけれども、それなりのシナリオ、職員の巡回については限度がありますので、十勝滞納機構等の利用を積極的に図りながら一歩一歩徴収に向けて進んでいただきたいということでお願いしたいというか、そうあるべきだというふうに思っています。これからますます滞納期間が長期化するということになると、転出して行方不明というのもございます。いろんな面で徴収に向けての改革並びにそういう努力だけではなくてそういう仕組みづくりもしていかなければ、住民の公平性というのはだんだんと図れなくなってくることも危惧されますので、その点十分配慮しながら、そういう手段を用いるべきものは用いながら、全体の滞納が少しでも減っていくような形での努力をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 今のお話にあられたように、長期に滞納されている方につきましては、 十勝滞納整理機構の協力を得ながら、そしてまた機構とも連絡を密にしながら対応してい きたいと考えているところでございます。また、転出された方につきましても、同じよう に整理機構と連携をするほか、ただ整理機構にお願いをしてもなかなか、外部の方が来た ような対応を取られるようなケースも聞いております。そういった意味では、必ずしも整 理機構にお願いすることがよい結果にもならないということでありますので、まずはうち の係のほうでできることはやると、そしてどうしてもできない対応が難しいことは整理機 構にお願いするといった、お互いに協議をしながら今後進めていきたいと考えてございま す。そして、滞納者の方はなかなか、かなり昔から滞納されている方が今転出をされたり とかしておりまして、その状況を確認はしてはいるのですけれども、かなり高齢の方で、 仕事もできなくて、財産もなくて、そして病気になるという方もいらっしゃいまして、あ る程度厳しくは対応させてもらってはいるのですけれども、なかなかその対応も難しい状 況もあるということがあります。ただ、先ほどお話があったように、やはり税は公平性求められておりますので、そこは十分に理解をしながら、今後も引き続き対応に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 本当に課長、ご苦労なことばかりの質問で申し訳ないのですけれども、そうはいっても大事な財源になりますので、確かにおっしゃることはある程度は理解できますけれども、せっかく十勝滞納機構があるということは、提案として、ある程度滞納期間が一定期間を過ぎた分についてはかなり厳しくなってくる、決して楽にはならないという部分ですので、そういうある程度の期間を決めながら、村の対応は何年間やると、それ以上になってくるとそういう機構に頼るという形にしていかないと、いつまでたっても、長くなれば、長期間滞納になればなるほど徴収難しいというのは事実だと思うのです。だから、そういう部分の事務の軽減化と、機構があるのだから、そういう力も借りながらという両面性でいかないと僕は駄目だと思うのです。基本的に確かに高齢化になってきている、村外に転出しているといういろんな部分ありますけれども、対応の仕方も限界が出てきますので、それはそれなりの対応の中でしっかりと進めていただきたいというふうにお願いしたいというふうに思います。その点よろしくお願いします。
- ○議 長 小野寺住民生活課長。
- ○住民生活課長 整理機構との調整ということは、毎年毎年協議をして進めさせていただいておりますので、滞納者の状況に合わせた形で検討を進めていきたいと思っております。今後も、全てが優しい対応としているわけではなくて、やっぱり悪質な滞納者もいますので、そういった方には厳しく対応しておりますし、そしてまた転出された方には、先ほどもお話ししましたけれども、滞納整理機構の力を借りてやっていくということは十分に理解しておりますので、今後ともそういった形で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 ありがとうございました。

ちょっと関連ございますので、ごめんなさい、次というか、もう一点だけ確認させてください。15ページ、16ページの住宅料の関係の収入未済の217万7,000円の内訳、昨日説明いただき、3月に一部4万1,000円ほどの徴収を得たという形でございますけれども、これらの内容等について多少説明いただければ、住宅料の関係の未収額についての説明をいただければありがたいと思います。

- ○議 長 佐藤建設水道課長。
- ○建設水道課長 住宅の使用料につきましても昨日お話ししたような形で、現在212万 1,000円、公営住宅ではあると、それから特定賃貸住宅では5万6,000円ということであり まして、8月済みの中で残っている方というのは、残の収入では、公営住宅使用料は現年

度分で3万1,100円、収入未済額が23万6,351円、過年度分が1万1,880円あって、収入未済額が180万936円、収入未済額計で7名で14件、213万3,304円という形ということになっております。特定についても5万6,000円が残っているというような状況で、これにつきましても個人に対しての訪問、それから連絡等取りまして積極的な徴収という形で進めているところであります。先ほどありました税の関係とも連携を取りまして、同じような方がしているということもありますので、同様な対応を取りながら進めて、各課と連携取りながら、夜間だとか、いろんな形での訪問、それから来ていただくとかいうような形で支払っていただくような形ということで対応はしているところでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 課長、声小さくて具体的な金額なかなか聞き取れなくて申し訳なかったのですけれども、公営住宅の部分でございますので、ある意味では一般の住宅も含めて賃貸については賃貸契約が発生して、もろもろの中では敷金、礼金プラスで1か月、1か月を徴収したり、あるいは保証人をつけたり、いろんなパターンを考えながらということで、一般における入居の条件としてはそういうのが賃貸契約としては成り立っているのですけれども、村として多分そういう部分はしっかりやっていると思うのです。実施していると思うのです。だから、そこに不都合があるという形であれば、やっぱりそういう部分は改善しなければならないだろうし、お互いの提案の中で改善対策を提案しながら進めなければならないというふうに思っているのです。

今説明いただきましたように、毎年毎年の繰り返しで申し訳ありませんけれども、まず 1点というか、大事なところが、この7件の中の分で最終的に滞納になっている古いとい うか、一番の遡っての何年から滞納が始まっているのかという部分、ちょっと説明いただ ければということと、今言ったように入居に関わる条件的にどういうふうな条件で主体的 に条件を提示しながら入居を許可しているのかという部分、2点だけかいつまんで説明い ただければありがたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 過年度分の一番古い方につきましては、平成20年度という方がいらっしゃいます。この方が一番古いということになってございます。それから30年度までの間ということでの件数ということになっているところであります。

また、もう一つありました入居の条件でありますけれども、これは当然、今連帯保証人という形ではないのですけれども、保証人はつけていただくというような形の中で、今は敷金という制度は行ってはいませんけれども、もしその方が払えないということになれば保証人の方に連絡取れるような、そういうような形を条件づけてという形の中での取組は今現在はしてございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確かに平成20年度からということでもう十何年たっているというのはあるのですけれども、そういう面での努力はしていただいているというのは十分理解できる

というか、分かるところなのですけれども、入居の条件的に賃貸料を払っていただくという入居に対する条件というか、その公平さも含めて、そういう部分はもう少し改善すべき点があるのではないかなというふうに思っているのです。連帯保証人といえども、どこまでの義務を負うのかという部分、必ず発生しますし、そういう部分で敷金、礼金がどうなのかというのは今後の課題として、徴収がある程度前提となって、1か月分でもある程度担保できるような方策を用いるというのも私は一つの方法だというふうに思っているのですけれども、その点の考え方、取り進め方針について提案をしたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。考え方としての取り進め、改善対策としての取り進め方針としてそういう改善も必要ではないかなというふうに感じているのですけれども、そのような対応についての見解を少し説明いただければと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ただいま安村議員から提案のありました件についても課内の中で検討いたしまして、今までと違うような方向、策というのも考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、その辺今の意見を参考にしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 参考にしながらというよりも、公平性の原則から見ると、やっぱりある程度改善というか、対応にある程度改善を加えていくということはもう必然的に必要でないかなというふうに思っています。僕が心配しているのは、古くは平成20年度からの未収があるということでございますので、かなり徴収が厳しいのでないかなという前提で質問をさせていただいています。その点努力して回収、全額できればベストなのでしょうけれども、そういう点ももう十何年も経過している中でかなり厳しい状況もうかがえますので、その点も少し精査しながら、明確にできるものはできる、できないものはできないという中で進めていかないと、いつまでたっても滞納金だけが後々に残ってくるということもあります。多分村の捉え方では、そういう部分の延滞金の徴収もある程度減免しているという部分あります。全て、住民税云々くんぬんも含めてそういう部分あると思いますので、それらも緩和しながらやっているにもかかわらず、やっぱり未収金が、滞納金がどんどん、どんどん膨らんでくる、あるいは継続化されて長期化しているというのは、それは目をつぶれないというのが現実ですので、その辺十分配慮しながら、最善の対応と、対応の仕方だけでなくて入居者なりなんなりのある程度のものの改善を図りながら、円滑に徴収できるように進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまのご意見も参考にしながら、今後とも進めてまいりたいと思います。

- ○議 長 7番、織田さん。
- ○7番織田議員 この決算書では出てこなかったのですけれども、予算書で地域おこし協

力隊起業支援分って100万見ているのです。決算で出てこなかったということは、これは起業される方がいなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問にありました協力隊の支援金につきましては、令和3年度で任期満了となる隊員がいらっしゃったものですから、予算計上させていただきましたが、任期満了となる方がその制度を活用されなかったということから、助成していないところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 せっかく地域協力隊ということで、皆さん起業したいとか、いろんな夢を抱いて来ているわけなので、ただいざ来てみるとというか、村が与えているというか、求めているというか、お願いしている仕事内容が果たして協力隊の来る方の希望とマッチングしているのかどうかという点もありますので、いろんな部分で人手不足ということで協力隊に頼っていることも事実、この決算書見たら見えるわけなので、そこは協力隊の方の希望というか、それぞれ夢を持って来るわけなので、それを少しでもかなえるような職、仕事内容というのですか、そういうことを考えながら、せっかく来てくれるのであれば少しでも更別に定住していただく、更別で仕事をしていただく、そういう内容に今後もう少し力をというか、採用の仕方というか、募集の仕方をもう少し考えていってみてはどうかなと思うのですけれども。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 地域おこし協力隊の制度につきましては、村のほうで活用してから、平成27年からですか、活用を開始しているところでございますけれども、おっしゃられるとおり、ご本人の希望と村にいていただいた中でのかなえたいことというのがマッチングしていないというところも、そういったギャップも生じているのも事実でございます。村のほうでの今の考え方で募集していますのは、更別村において募集する要綱の中で従事していただきたい業務内容というのを提示して、それに対して応募いただいているというところがございます。まずは、そこでご本人が希望、それを見て応募されてきた方を面談をして採用するという形なのですけれども、面談の際にも3年後の定着のイメージどのように持っていますかということも聞き取りをさせていただいております。

そういった総合的に判断して採用しているところではございますが、実際に具体的に3年後こういうことをしたいというようなビジョンをお持ちの方というのは非常に少ないのが実態というところでもございます。そういった中で、更別村に来ていただいて、その3年間の中で地域で生活をしながら、仕事をしながら、この中で3年後のビジョンを育てていくというようなことで進んでいるのが多い事例となってございます。現在のところ起業されている方はお一人しかおりませんが、そのほかの方については残って定住されている方につきましては就職というような形で定着をしているところでございます。実際に夢を持って更別村に来られた方々の希望がかなえられるように、その3年間の中でサポートし

ていきたいというふうに考えておりますので、引き続きそのような考え方で進めていきたいと思っているところでございます。

○議 長 ほかにありませんか。一般会計の質疑につきましてはここで終了する形になりますので、もしあれば。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、ここで質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

139ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和3年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の 補足説明をいたします。

初めに、別冊の令和3年度決算資料18ページに国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出 決算構成表を、19ページから20ページにかけては国民健康保険事業の状況を添付しており ますので、後ほどご参照いただけたらなと思います。

それでは、歳出から補足説明いたします。139、140ページお開きいただきたいと思います。款 1 総務費、予算現額545万2,000円、支出済額540万2,442円、不用額 4 万9,558円です。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額475万8,618円、不用額2万382円です。備考欄(1)、総務一般事務経費は、共同電算処理委託料、レセプト点検委託料、国保連合会への負担金などが主なものとなります。

目 2 連合会負担金は、支出済額37万3,907円、不用額7,093円で、北海道国民健康保険団体連合会の運営負担金の支出となります。

項2徴税費、目1賦課徴収費、支出済額は17万4,757円で、不用額は8,243円です。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、国保税の賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の送付に係る郵便料、滞納者に係る十勝市町村税滞納整理機構負担金の経費です。

項3目1運営協議会費、支出済額9万5,160円、不用額1万3,840円です。備考欄(1)、 国保運営協議会運営経費は、委員の報酬、費用弁償に係る経費です。

款 2 保険給付費、予算現額 2 億9, 480万1, 000円、支出済額 2 億8, 196万9, 838円、不用額1, 283万1, 162円です。

項1療養諸費、目1療養給付費は、支出済額2億4,611万4,541円、不用額1,055万2,154 円です。(1)、療養給付費は、医科の入院、入院外、歯科、調剤、入院時の食事療養、訪問看護療養に係る給付費となります。

目 2 療養費は、支出済額182万7,305円で、不用額はありません。(1)、療養費は、柔道整復、医療用装具等に係る給付費となります。

目3審査支払手数料は、支出済額82万2,910円で、不用額11万4,090円です。(1)、審査 支払事務経費は、医療機関より国保連合会に送付される診療報酬請求明細書の審査に係る 手数料です。 項2高額療養費、141、142ページになりますが、目1高額療養費は、支出済額2,897万5,192で、不用額192万4,808円です。(1)、高額療養費は、一定以上の自己負担額以上に医療費がかかった場合に支給されるものとなります。

目2高額介護合算療養費は、支出がありませんでした。

項3移送費、目1移送費は、こちらも支出がありませんでした。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、支出済額416万8,000円、こちら不用額はありません。令和3年度につきましては、10件分の支出となっております。

目 2 支払手数料は、支出額1,890円、不用額110円となります。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支出済額6万円、不用額は9万円です。

款3国民健康保険事業費納付金、予算現額2億1,787万9,000円、支出済額2億1,787万6,000円で、不用額は3,000円となります。

項1医療給付費、目1医療給付費は、一般被保険者に係る医療費分の納付金で、支出済額1億5,399万6,120円で、不用額は880円となります。

項2後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金等は、一般被保険者に係る後期高齢者 支援金分の納付金で、支出済額4,743万9,940円、不用額は1,060円となります。

項3介護納付金、目1介護納付金は、介護保険第2号被保険者分の納付金で、支出済額は1,643万9,940円で、不用額は1,060円となります。

款4共同事業拠出金は、予算額1,000円、支出済額13円で、不用額は987円となります。 143、144ページをお開きください。款5財政安定化基金拠出金は、予算額1,000円、支出 済額290円、不用額は710円となります。

款 6 保健事業費、予算現額561万7,000円、支出済額553万2,113円で、不用額は8万4,887円です。

項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、支出済額437万2,448円、不用額5万3,552円で、特定健診等データ処理手数料、特定健診、特定保健指導委託料などを支出しております。なお、各会計決算資料の20ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、支出済額68万8,665円、不用額1万2,084円です。(1)、保健衛生普及事業は、医療費通知などの経費を支出しております。(2)、健康マイレージ事業は、村が実施する健診、それから健康講座など健康づくりなどの事業に参加した際にポイント化する事業となります。

目 2 疾病予防費は、支出済額47万1,000円で、不用額は 1 万9,251円となります。(1)の疾病予防事業は、前期高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種法定接種者に対する経費となります。

款7基金積立金、次のページになりますが、項1目1基金積立金ですけれども、予算現額186万7,000円、支出済額186万5,975円、不用額は1,025円で、利息分1,975円、積み増し分として186万4,000円を積み立てております。

款8諸支出金は、予算現額3,215万4,000円、支出済額3,183万8,567円、不用額は31万5,433円です。

項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、目2退職被保険者等保険税還付金、目3一般被保険者還付加算金、目4退職被保険者等還付加算金、こちらはそれぞれ支出がありませんでした。

項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金、支出済額3,094万9,000円、こちらは歳入の 款4道支出金の特別調整交付金におきましてへき地診療所分として措置されたものを全額 診療施設勘定へ繰り出しております。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、支出済額88万9,567円で、過年度の交付金確定によります返還金となります。

款9予備費は、支出がありませんでした。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

- ○6番安村議員 ただいまの説明の中で139、140ページ、下のほうの療養給付費の中の不用額1,055万2,154円がございます。次のページの上段、高額療養費の関係、不用額が192万4,808円ということでございますので、その説明だけ加えてください。お願いします。
- ○議 長 新関保健福祉課長。
- ○保健福祉課長 それぞれ不用額ということですので、療養給付費につきましては通常通院だとかされたときにかかる経費の保険者負担分ということで、3割負担であれば7割分というようなことになると思いますし、高額療養費につきましては一定以上の所得には違いがあるのですけれども、基準によって高額医療として給付するものということなのですけれども、不用額につきましては医療給付に対する支出に対する残というようなことなものですから、予算立ての際には過去の医療給付の状況だとかを見ながら積算しておりまして、実際にかかった経費というか、実際に医療にかかった分の請求来た際にはその分について支出するということになってくるものですから、それプラス会計が特に行政の会計は予算額がないと支出ができないということがありますので、ある程度予測を多少勘案しながら見ていますので、不用額は一定以上やむないのかなというふうにこちらも捉えておりまして、実際高額な医療かかった方がいますと1回に100万、200万とか大きい請求が来たりすることもあるものですから、なるべく不用額ないように会計運営しなければいけないのですけれども、一定以上はやむないなというようなことの運営ということでご了解いただけたらなと思っております。
- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 ただいま説明いただきましたけれども、確かに医療費の関係でございますので、先が見えない部分どう担保していくかという部分があると思うのですけれども、

高額医療費についてはある程度理解できたなというふうに思うのですけれども、医療給付の関係についてはどこの時点で確定してくるのか、事業年度内の捉え方含めてということで、ここまで過度にある程度差が出てもやむないというふうに捉えていいのか、その点の解釈だけご説明をお願いします。

- ○議 長 新関保健福祉課長。
- ○保健福祉課長 診療報酬の推計は、国保連を通してこちらへ来るのが2か月以上遅れて来るものですから、予算編成で最後3月の補正というのが実質は1月末頃、2月頭頃にはある程度精査して積算しなければなりませんので、その時点でその後にまた推計来ることも想定されるものですから、ある程度余裕を持った予算編成、そうしないと年度末で支出ができないような状態に置かれますので、こちらは先ほども申し上げ、一定以上の不用額というのはやむないなという、会計運営上仕方ないのかなというようなことで運営させておりますので、よろしくお願いしたいなと思っております。
- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 説明は分かりましたけれども、ここまでの1,000万近くのものを保留しなければならないということになるのかならないのか、それだけはっきりご答弁いただきたいと思います。
- ○議 長 不用額が1,000万までになるところまでという。新関保健福祉課長。
- ○保健福祉課長 繰り返しになりますけれども、結果として予測よりも少額の請求が来れば当然不用額も出ますし、不用額というか、その分当然療養給付費だとかいろんな部分も実際にかかった分に対する割合で交付されたりだとかとなってきますので、額が多い、少ない、いろいろと議論、どの程度までがいいかというのは議論は分かれるところではあるのですけれども、先ほど言ったように予測がぴったりはまることはなかなか医療給付に関しては、こちらは介護保険も同じなのですけれども、それは予測ができませんので、先ほど言ったようになるべく、当然不用額は減らしたいと思うのですけれども、こちらは予算がないと支出できないということがあるものですから、こちらはその分ご理解いただけたらなと思っております。
- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 ご理解いただくための説明を今求めているのです。そういう部分の医療費の算定、あるいは不用額云々くんぬんでなくて、どこまでの手持ちが必要なのかというのは、ある程度事例として過年度の何か年かの平均取るだとか、そういうのがきちっと打ち出されての根拠があっての繰越しというか、保有額だったら私は納得できると思うのです。今の説明だと、悪いとは言いませんけれども、何もない、根拠がない。ただ、高額医療費の請求が2か月後、3か月後、そして突発的に大きな金額が来たら、それに対応するためだというだけの理論であって、それは根拠を持ってきちっと予算化して、それに対しての実行あるいは決算という形の説明ができるような形で今後お願いしたいと思います。

これが多いか少ないかではなくて、適正なのかどうかという部分を私は今質問させていただいているわけですので、その点履き違えないような形での捉え方をしていただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 金額の目安というようなことがなかなかということでしょうけれども、例えば予備費が今回900万ほど見させてもらっています。こちらの考え方は、不測の給付が足りない場合に備えて計算するということになっておりまして、おおむね療養給付費ですとか、そういう保険給付費に係る3%程度、過去の部分について3%程度見るというようなルールの中で大体900万程度見させてもらっています。これは最後のとりでということの予備費になるものですから、療養給付費とかでもある程度そういう部分を勘案しながらやっておりますので、考え方としてはただやみくもに予算を組んで余したわけではありませんので、こちらは、何回も繰り返しますけれども、特別会計、医療給付会計の特殊性もありますので、一般会計とはまた別な形になりますから、そこはご了解いただかないと会計運営が非常に厳しくなるものですから、よろしくお願いしたいと思いますし、額についてはなるべく精査して進めておりますので、さっき言ったように不測の事態で急に高額になったり下がったりだとかということが、小さいまちですので、大きくぶれて出てきてしまうものですから、結果としての状況になっております。一応目安としてはそのような形で予算組みはさせてもらっていますので、そのような会計運営となっております。

○議 長 多分数年間の1月から3月の金額と毎年の大体かかっている金額と、そういうのはもう全部出ているわけだから、その辺の数字を精査した中でのというところもあるだろうし、人口でも変わってくるだろうし、いろんなところもあるので、大体その辺の平均をちゃんと取りながらという説明をすれば、それで最低限。だから、もともとのこの数字を出す根拠を、最初の根拠を例年これぐらいかかっているのでとして、人口が何人で、保険にかかる人が何人で、一人頭どれぐらいの計算でという部分はこういう計算をしていますよという部分を教えてあげればいいだけの話であって、その数字の出し方の根拠を説明してあげればいいのでないの。算出の仕方を教えてあげればいいのでないの。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 最初の段階で今までの医療費の状況を見ながら推計してというようなことだったのですけれども、それを具体的にということですので、ちょっと説明が足りなかったのかなということです。

当初予算におきましては、過去3年間の医療の給付の状況だとかを見ながら当初予算組んでおります。それプラス、先ほど話したように、最後には3月で補正予算で最終的な予算の調整しますので、その時点での給付の執行状況、それと残りこれから請求来るだろう部分を予測した中で積算をしているというようなことになりますので、予算については過去の数年間の推計、それと最終的な補正につきましてはその年に実際に支給されている実績が4月からありますので、それと今後の予測ということで組んでおります。

結果として、先ほど言ったように過去にある一月に急激に1,000万単位で上がるときとかもあるものですから、その年に少なく来ていて、急に増えたりだとか、その年に高額で来ていて、残りの請求が少なく済むだとかということがあるということが今回のこういうような結果になってきているかなと思いますけれども、予算の組み方としては、先ほども言いましたように過去3年間の給付状況を見ながら予測していますし、あと医療給付自体が全道で今統一になっていますので、ある程度納付金につきましても北海道のほうで将来の予測だとかを見ながら納付金についてはなっているのですけれども、実際こちらの給付金については実際にかかった分を支払わなければいけないというになっているものですから、積算の仕方としてはそういう形なのですけれども、より情報収集しながら、最後の補正の段階にあっては調整しなければなというようなことで考えております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 考え方というか、事業方針の捉え方ということでの積算基礎での算出だと思うのですけれども、気になるのが今の説明の中にもありましたように、逆に言えば全体的な事業の運営の中で予備費という形で捉えているのかもしれませんけれども、一応これは3%ルールにのっとってある程度予備費、使う、使わないは別として計上しているという実態があります。それらの説明も含めて、整合性がきちっと図れるような形のもので私はあってほしいというふうに思っています。

これは、単体から見ればある程度積算基礎があって、計画立てていると、それの差は出てくると、それは否めない事実だと思います。それは、私は質問する必要はないと思っていますけれども、ただ適正な運用ということを考えるならば、それなりの見方をしっかりと定義づけていかないと、予算づけはしました、ある程度の予算づけしている根底があって、運営しています。だから、どこかの中である一定の方針というのは打ち出せるはずなのです。それに対して1,000万の不用額が多いのか少ないのかという議論はまた別問題になるかもしれませんけれども、それは適正と言えるかどうかというのは僕はクエスチョンマークがつくと思うのです。まして今の附帯説明の中で、申し訳ないけれども、どこまでの説明をしていただいているかは別として、予備費の説明もあったということになってしまうと、余計にその点が不鮮明になるということで、その点明確に示しながら、適正な運用が図れるようにお願いしたいというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 特別会計ですので、当然適正な運営ということになりますし、実際これによって予算額で保険税を決めているわけではありませんので、実際にかかった分について保険税を計算するというような形になりますから、どうしても行政の会計上、予算という概念があって支出するということがあるものですから、どうしても予算組みがこのような形になってしまうということだけはご理解いただきたいと思いますし、むやみやたらに不用額増やしていいですよという意味ではありませんので、引き続き会計運営につきましては適正な会計運営に努めたいなと思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 では、歳出を終わります。

次に、133ページ、事業勘定の歳入について補足説明を求めます。 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 続きまして、歳入についてのご説明いたします。

133、134ページをお開きください。 款1国民健康保険税、予算現額1億6,479万9,000円、収入済額1億6,528万1,925円、収入未済額299万7,313円です。

目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分は、収入済額1億6,493万7,400円で、 収納率は100%となっております。節2滞納繰越分は、収入済額34万4,525円で、収入未済 額236万467円で、収納率は12.74%となります。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額がありませんので、収入未済額63万 6,846円となります。なお、滞納者につきましては引き続き納税指導等を行いながら、収納 に努めているところであります。

款2一部負担金、予算現額1,000円で、収入済額はありません。

款3国庫支出金、予算現額9,000円、収入済額8,000円です。

目 1 総務費国庫補助金は、歳出の款 1 総務費、国保電算整備事業に対する補助金となります。

款 4 道支出金は、予算現額 3 億5, 029万6, 000円、収入済額は 3 億4, 025万1, 185円です。

目1保険給付費等交付金、収入済額は3億4,025万1,185円となります。節1普通交付金は医療給付費分として、節2特別交付金は備考欄、特別調整交付金3,189万円のうち、へき地診療所分として3,094万9,000円を国保診療所へ繰り出ししております。2号分交付金については、制度改正によります激変緩和措置として交付されているものとなります。

135、136ページをお開きください。項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、予算現額1,000円で、収入済額はありません。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金は、収入済額1,975円で、財政調整基金の積立金利子となります。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算現額2,632万9,000円、収入済額は2,416万1,612円です。平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位になったことに伴い、法定内での繰入れとなります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、補正予算で減額しておりますので、歳入はありませんでした。

款 7繰越金は、予算現額2,440万9,000円、収入済額は2,440万9,164円となります。

款8諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、次のページになりますが、目2の加算金、こちらは収入済額はともにありませんでした。

項2雑入、目1雑入は収入済額51万3,995円で、目2療養給付費等負担金は収入済額あり

ませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、147ページになります。実質収支に関する調書、こちらをお開きいただきたいと思います。 1、歳入総額 5 億5, 462 万7, 856 円、 2、歳出総額 5 億4, 448 万5, 238 円、 3、歳入歳出差引額1, 014 万2, 618 円、 5 の実質収支額は同額となります。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

> 午前11時00分 休憩 午前11時10分 再開

- ○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 次に、150ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定について補足説明を求めます。 酒井診療所事務長。
- ○診療所事務長 診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

歳出から説明申し上げます。決算書の158、159ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、予算現額 2 億5,342万5,000円、支出済額 2 億5,194万4,370円、不用額148万630円となっています。節10需用費の不用額77万7,276円の主なものは、備考欄(1)、診療施設維持管理経費、節10需用費の燃料費で41万6,100円、診療所修繕費で22万7,584円の執行残が生じたことによるものです。備考欄を御覧ください。(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、支出済額は1,815万5,460円です。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、支出済額は3万3,636円です。(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、支出済額は9,737万2,269円です。(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員人件費、事務用消耗品費、通信費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料などで、支出済額は1億2,333万9,348円です。160、161ページをお開きください。(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、2名分の人件費で、支出済額は1,304万3,657円です。

目2車両管理費は、予算現額34万6,000円、支出済額30万9,555円、不用額は3万6,445円となっています。備考欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費です。

次に、款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算現額755万8,000円、支

出済額752万3,441円、不用額は3万4,559円となっています。備考欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。

目2医薬品衛生材料費は、予算現額880万6,000円、支出済額847万5,534円で、不用額は33万466円となっています。(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費です。

目3医療管理費は、予算現額1,032万1,000円、支出済額1,025万3,632円で、不用額は6万7,368円となっています。備考欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、医療設備の保守点検委託料、検査委託料などで、支出済額は598万6,897円です。(2)、医療機器借上経費は、睡眠時無呼吸症候群の治療器、在宅酸素供給装置等の借り上げに係る経費で、支出済額は426万6,735円です。

目 4 寝具費は、予算現額50万9,000円、支出済額48万2,338円、不用額は 2 万6,662円です。 備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げ料です。

目 5 医療用機械器具費は、予算現額1,212万円、支出済額1,211万9,030円、不用額は970円です。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費です。令和3年度は、内視鏡システム、内視鏡洗浄消毒器、携帯型心電計を購入しています。

項2給食費、162、163ページをお開きください。目1給食費は、予算現額195万1,000円、 支出済額191万4,516円、不用額3万6,484円となっています。備考欄(1)、給食事業費は、 入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。令和3年度の食数は3,706 食でありました。

款3公債費、項1公債費は、予算現額2,552万5,000円、支出済額2,552万3,184円、不用額1,816円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子です。

款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の150、151ページをお開きください。款 1 診療収入、項 1 入院収入は、予算現額2, 611 万2, 000 円、収入済額は2, 763 万4, 620 円です。 入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は1, 963 人、前年比較447 人の減となっています

項2外来収入は、予算現額1億3,065万6,000円、収入済額は1億3,584万6,434円です。 患者の年間延べ人数は1万5,803人で、前年度比較86人の増となっています。在宅での訪問 診療の患者数は、年間延べ人数で387件から439件に増加しています。

152、153ページをお開きください。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算現額3,215万3,000円、収入済額は3,406万4,500円です。乳幼児健診や高齢者入所施設の健康管理料などの各種診断料、各種予防接種診断料、住民検診料などでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、予算現額39万1,000円、収入済額は 40万2,748円です。入院患者電気器具使用料、訪問診療患者の自動車使用料などでございま す。

項2手数料、目1手数料は、予算現額4万6,000円、収入済額は5万6,000円で、医療事務取扱手数料です。

目2文書料は、予算現額86万7,000円、収入済額は95万9,300円で、各種診断書料です。 款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算現額559万9,000円、 収入済額は同額です。内視鏡システム、内視鏡洗浄消毒器、携帯型心電計の更新に係る補助金です。

目2医療・感染拡大防止等支援事業補助金は、予算現額1,543万2,000円、収入済額は同額です。診療所におけるコロナワクチンの個別接種に対する支援金、コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として医療機関における医療提供体制確保に対する支援としての補助金がありました。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算現額38万9,000円、収入済額は38万9,520円で、医師住宅使用料です。

154、155ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入 金は、予算現額6,495万円、収入済額は5,416万8,184円です。公債費分については、医療用 備品の購入費、医療業務委託料に係るものでございます。一般病床分、救急病床分、その 他運営補てん分は、診療施設勘定の収支の均衡を図るための一般会計からの繰入金です。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、予算現額3,094万9,000円、収入済額は同額です。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、予算現額10万円、収入済額は10万486円です。 前年度繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額901万7,000円、収入済額は904万4,289円です。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。令和3年度は各種診療業務収入として、帯広協会病院総合診療科の指導医が不足しているということから診療所から応援したことによる補償料の収入がありました。

款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算現額400万円、収入済額は同額です。 内視鏡システムの更新に係る借入れです。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

164ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億1,864万6,081円、歳出総額3億1,854万5,600円、歳入歳出差引額10万481円、実質収支額10万481円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 収入の部分でコロナに関しての収入は一応載っていて、分かるのですけれども、支出の部分でコロナに関して、ざっとでいいですから、どのぐらいの経費を生じたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 歳出のほうのコロナ対策の経費ということなのですが、コロナワクチンの接種については保健福祉課のほうでコロナワクチン接種の経費ということである程度といいますか、全てグローブですとかマスク、フェースシールドなど購入いただいておりますので、診療所としての実質的な支出はないところでございます。そのほか診療所内で、コロナの感染蔓延して手指の消毒剤などを外来の入り口等に置いておりますが、そういったところ、大変申し訳ございませんが、コロナとそれまでの診療における衛生材料ですとかの区別というのはしておりませんので、そこのコロナの分で幾らかかったのかというところの支出の部分については、申し訳ございませんが、申し上げることができないところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 例えば資材分は分かるのですけれども、ナースあたり、医師なり、それらの予防接種打ったりなんか、時間外というか、結構な負担は生じていると思うのです。 その辺は、我々は村が全部やってくれているのだろうという感覚でいるのですけれども、診療所は診療所なりでそれなりの負担が生じていると思うのです。例えば防護服一つにしても、大変なことで皆さん当たっていると思うので、もしその辺の何かそういう部分での負担でこういう負担していたのですよとか、大変だったのですよという部分があれば、この機会ですので、ひとつお願いしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 曖昧な答えになってしまって申し訳ないと思うのですが、コロナに関しましてコロナのワクチン接種、また発熱の外来患者への対応などございまして、そういったところで、コロナのワクチン接種等は診療所においては時間外ですとか土日にということは行っていないのですが、外来といいますか、通常の診療を行いながら、そういった通常の診療に影響を及ぼさないところでというところで考えて、最大限の時間を工面してやっております。その中で、職員として日中にそういった業務が、それまでになかった業務が出てきておりますから、資材的なものより職員の人件費というところで、時間外勤務は以前よりは、細かい数字は申し上げることできませんが、増えてきているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。 次に、167ページ、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。 補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補 足説明をいたします。

別冊の令和3年度の各会計決算資料22ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算構成表、それから保険料の収入状況を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたい と思います。

それでは、歳出からの補足説明となります。171ページ、172ページお開きください。款 1 総務費、目 1 一般管理費、予算現額34万2,000円、支出済額34万1,290円、不用額710円で、この会計におきます一般事務経費の支出となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算現額17万4,000円、支出済額17万3,052円、不用額948円です。後期高齢者保険料の賦課に係る経費の支出となります。

目 2 滞納処分費は、実績がないため、全額補正予算で減額しております。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5,558万2,000円、支出済額5,558万2,000円で、療養給付費に係る負担金と事務費の負担金となります。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円、支出済額2,200円で、不用額24万7,800円です。

款4予備費は、予算額10万円で、款2の後期高齢者医療広域連合納付金に充当しております。

以上で歳出の補足説明を終わりまして、引き続き歳入の補足説明といたします。167ページ、168ページをお開きください。款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は、予算現額1,540万4,000円で、節1現年度分、こちらについては収入済額1,530万8,600円で、収納率は100となります。

目 2 普通徴収保険料、予算現額2,710万1,000円、節 1 現年度分は収入済額2,739万9,100円で、徴収率は100%となります。節 2 滞納繰越分は、収入済額18万7,336円、収入未済額は16万5,482円で、徴収率は53.1%となります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算現額1,352万円、収入済額1,351万8,184円です。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する補填分です。節2その他一般会計繰入金は、事務費対象分、予備費に対する補填分となります。

款3項1目1繰越金は、予算現額7万円、収入済額7万510円となります。

款4諸収入は、予算現額25万3,000円、収入済額2,200円です。

項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、目2過料は、収入がありませんでした。

項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、広域連合保険料還付金で、収入済額2,200円です。

目2還付加算金、次のページになりますが、項3目1雑入はありませんでした。 以上で歳入の補足説明を終わりたいと思います。 最後に、173ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。歳入総額5,648万5,930円、歳出総額5,609万8,542円、歳入歳出差引額38万7,388円で、実質収支額は同額となっております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の決算補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、176ページ、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑 に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和3年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の 補足説明をさせていただきます。

別冊の各会計決算資料23ページ、こちらに介護保険事業の事業勘定の決算構成表、それからサービス事業勘定の決算構成表、それと24ページには介護保険事業の状況が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

それでは初めに、事業勘定の歳出の補足説明となります。184ページ、185ページになります。款 1 総務費、こちらは予算現額551万2,000円、支出済額548万527円、不用額3万1,473円です。

項1総務管理費、目1一般管理費は、この会計における事務経費で、支出済額98万9,558 円、不用額2万4,442円です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、支出済額12万6,592円、不用額6,408円です。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、認定調査に係る経費で、支出済額79万8,950円、不用額は50円、主に認定調査の印刷費、主治医意見取扱手数料となります。

目 2 認定審査会共同設置負担金は、支出済額356万5,427円で、不用額は573円となります。 款 2 保険給付費は、予算現額 3 億1,744万4,000円、支出済額 3 億1,420万4,531円で、不 用額323万9,469円となります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、支出済額2億6,708万6,675円、不用額176万8,325円です。主に審査支払手数料、介護給付費を支出しておりまして、不用額の内容は主に法定居宅サービス給付費で77万8,639円、法定施設サービス給付費36万8,202円、地域密着型居宅介護サービス給付費34万8,972円となります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、支出済額1,939万9,270円、不用額85万8,590円で、 介護予防給付費を支出しております。

項3目1高額介護サービス費は、支出済額863万2,632円、不用額12万7,368円です。所得

によりの変動はありますけれども、利用者負担の上限額が定められておりまして、その上 限以上が高額介護サービス費で支給されることになっております。

次、186ページ、187ページをお開きください。項4目1高額医療合算介護サービス費は、 支出済額127万140円で、不用額は1,000円となります。介護保険と医療保険の両制度の上限 額を適用した後に世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給され る事業となります。

項5目1特定入所者介護サービス費は、支出済額1,781万5,814円、不用額48万4,186円です。所得の低い要介護者の負担軽減のため、居室料及び食費の軽減のために給付されるものです。

款3地域支援事業費は、予算現額4,823万6,000円、支出済額4,773万3,173円、不用額50万2,827円です。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、 支出済額918万1,058円、不用額14万5,942円です。介護予防・生活支援サービス事業費や介 護予防ケアマネジメント事業費に係る支出となります。

目2一般介護予防事業費は、支出済額463万1,706円、不用額6万3,294円です。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、支出済額1万8,542円、不用額1,458円、こちらは地域包括支援センターの事務費となります。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額2,603万4,894円、不用額15万1,106円です。備考欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は社会福祉協議会から包括支援センターへ派遣されております社会福祉士の負担金、備考欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与費はフルタイム会計年度任用職員の人件費となります。次のページ、188、189ページをお開きください。備考欄(3)、職員等人件費は、保健師の人件費となっております。

目3任意事業費は、支出済額389万7,950円、不用額5万9,050円です。備考欄(1)、家族介護支援事業は、家族介護慰労金、4名の方に給付しております。備考欄(2)、任意事業は、シルバーハウジングの管理業務委託料が主なものです。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額48万4,073円、不用額 5 万2,927円です。 医療、介護連携のための研修会講師謝礼、それから情報共有ツール使用料などを支出して おります。

目5生活支援体制整備事業費は、支出済額240万2,000円、不用額はありません。住民支 え合いの仕組みづくりを進めるための事業で、社会福祉協議会へ委託して行っております。

目 6 認知症総合支援事業費は、支出済額108万2,950円、不用額 2 万9,050円です。認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェの開催やVR認知症体験会などを開催しております。

款 4 項 1 目 1 基金積立金は、予算現額356万6,000円、支出済額338万5,771円、不用額18万229円です。備考欄(1)、事業基金積立金は、積み増し分で338万5,148円、利息分623

円を積立てしております。

款5諸支出金、項1目1過年度過誤納還付金は、予算現額675万9,000円で、支出済額675万8,406円、不用額は594円です。前年度の介護給付費等の精算によります還付金の支出となります。

190、191ページになります。款6予備費は、予算現額100万円で、予備費充当はありませんでしたので、全額が不用額となります。

続きまして、歳入の補足説明となります。176、177ページになります。款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、予算現額6,719万6,000円、収入済額6,777万5,600円、収入未済額はありません。節 1 現年度分は、収入済額6,769万6,400円で、収納率は100%になります。節 2 滞納繰越分は、収入済額7万9,200円で、収入未済額はありません。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1介護予防事業手数料は、介護予防事業に係る 生活援助員派遣手数料となりまして、予算現額7万円、収入済額は7万200円となります。 款3国庫支出金は、予算現額1億621万5,000円、収入済額1億1,120万2,236円です。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、収入済額6,342万7,041円で、介護給付費に 係る国のルール分の収入となります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、収入済額2,716万1,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として交付されております。

目 2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、収入済額453万5,800円です。歳出の款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されたものとなります。

目3地域支援事業交付金(その他事業)は、収入済額1,464万394円で、こちらは歳出の 款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されております。

目 4 保険者機能強化推進交付金は、収入済額58万9,000円で、こちらも歳出の款 3 地域支援事業費の項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されております。

目 5 介護保険保険者努力支援交付金は、収入済額51万6,000円で、介護予防、軽減、悪化の防止に関する取組に対して交付されております。

続きまして、178、179ページになります。目 6 事業費補助金は、収入済額33万3,000円で、介護保険システムの改修に係る補助金となります。

款 4 支払基金交付金、予算現額9,013万1,000円、収入済額9,021万4,030円です。

項1目1介護給付費交付金は、2号被保険者に係る各保険者負担分で、収入済額は8,646 万9,030円となります。

目 2 地域支援事業交付金は、374万5,000円の収入済額で、歳出の款 3 、地域支援事業実施に係る交付金となります。

款 5 道支出金は、予算現額5, 139万8, 000円、収入済額5, 239万3, 997円です。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費に係る北海道のルール分の負担分

で、収入済額は4,299万3,300円です。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、収入 済額208万500円で、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費 の北海道負担分となります。

目 2 地域支援事業交付金(その他事業)は、収入済額732万197円で、歳出の款 3 地域支援事業費の項 2 包括的支援事業・任意事業費に対する北海道負担分となります。

款6財産収入は、予算現額1,000円、収入済額623円で、介護保険事業基金積立金の預金 利子となります。

180、181ページお開きください。 款 7 繰入金は、予算現額6,008万5,000円、収入済額5,830万3,836円です。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、収入済額3,927万5,566円、介護給付費 に係る村負担分を一般会計から繰り入れているものです。

目 2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業) は、収入済額168万1,470 円で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る村負担分となります。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)、収入済額631万9,673円は、包括的支援事業・任 意事業分と地域支援事業分の村負担分のルール分を繰入れしているものです。

目 4 低所得者保険料軽減繰入金は、収入済額366万9,600円となります。

目 5 その他一般会計繰入金は、収入済額514万7,527円で、事務費分と各種事業分を繰り入れております。

項2目1基金繰入金は、収入済みはありませんでした。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額は221万円で、介護 保険サービス事業勘定の余剰分を繰り入れたものであります。

款8繰越金は、予算現額706万1,000円、収入済額706万1,064円です。

款9諸収入は、予算現額36万円、収入済額36万1,000円で、目1延滞金は調定額はありませんでした。

次のページになります。182ページ、183ページ御覧ください。項2目1雑入、収入済額36万1,000円で、介護予防事業利用者負担金となります。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、192ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。 1、歳入総額 3 億8,738万2,586円、歳出総額 3 億7,756万2,408円、歳入歳出差引額982万178円、実質収支額は同額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、介護保険サービス事業勘定の説明になります。

まず、歳出になります。197、198ページを御覧ください。介護保険事業特別会計サービス事業勘定の歳出になります。款1事業費は、予算現額55万円、支出済額51万714円、不用額3万9,286円です。

項1目1居宅介護サービス事業費は、支出済額6万374円、不用額626円です。備考欄(1)、 包括的支援等事業は、この会計における包括支援センターの事務経費の支出となります。

目 2 介護予防サービス等事業費は、支出済額45万340円で、不用額 3 万8,660円です。説明欄(1)、介護予防事業は、要支援 1、2 の高齢者を対象にした予防計画の策定の社会福祉協議会の委託分となります。

款2諸支出金は、予算現額221万円で、支出済額も同額となります。この会計の余剰金を介護保険事業特別会計事業勘定へ繰り出しております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をさせていただきます。195、196ページをお開きください。 款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、予算現額 247万6,000円、収入済額246万5,980円です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指 定を受け、予防計画策定費として介護報酬を収入としているものです。

款 2 繰越金は、予算現額28万3,000円、収入済額28万3,275円で、前年度からの繰越金です。

款3諸収入、予算現額1,000円で、収入実績はありません。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、199ページ、実質収支に関する調書です。歳入総額274万9,255円、歳出総額272万714円、歳入歳出差引額2万8,541円、実質収支額は同額となります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。 この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

> 午前11時52分 休憩 午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、別冊になります。簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第5号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳 出決算認定の件について補足説明させていただきます。

平成30年度から地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。また、1ページから2ページの決算報告書は

消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページお開き願います。1、令和3年度更別村簡易水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用であります。収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は1億7,717万6,836円、第1項営業収益の決算額は8,816万3,416円、第2項営業外収益の決算額は8,901万3,420円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は1億7,914万3,887円、第1項営業費用の決算額は1億2,495万26円、第2項営業外費用の決算額は488万3,242円、第3項特別損失の決算額は4,931万619円、第4項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上しております。収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は9,945万8,000円、第1項一般会計補助金の決算額は785万1,000円、第2項負担金の決算額は100万7,000円、第3項企業債の決算額は9,060万円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は1億1,287万1,810円、第1項建設改良費の決算額は9,805万2,798円、第2項企業債償還金の決算額は1,474万1,012円、第3項投資の決算額は7万8,000円となっております。

続きまして、3ページの2、財務諸表、(1)、令和3年度更別村簡易水道事業損益計算 書でございます。こちらは、消費税を除く表示となってございます。1、営業収益は、水 道使用料、給水工事手数料などで8,017万385円。2、営業費用、(1)、原水及び浄水費は、 主に中札内施設維持管理負担金、十勝中部広域水道企業団からの受水費などです。(2)、 配水及び給水費は、水道施設保守点検委託料、水質検査手数料などです。(3)、総係費は、 職員の人件費、水道メーター点検業務委託料などでございます。(4)、減価償却費は、有 形固定資産減価償却費でなっており、1億2,086万9,229円、差引き営業利益はマイナス表 示ですので、営業損失4,069万8,844円となります。3、営業外収益は、一般会計繰入金基 準繰り出し分、共同施設維持管理負担金、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎 年度収益化して計上する長期前受金戻入などで1億1,389万3,224円。4、営業外費用は、 起債長期償還利子などで124万8,565円、差引き1億1,264万4,659円に営業利益を加えた経 常利益は7,194万5,815円。 5 、特別利益は、過年度損益修正益で179万7,124円。 6 、特別 損失は、固定資産売却損などで4,931万619円で、差引き特別利益はマイナス表示ですので、 損失4,751万3,495円です。以上から、当年度純利益は2,443万2,320円、前年度繰越利益剰 余金はマイナス表示ですので、欠損金210万6,854円、当年度未処理利益剰余金は2,232万 5,466円で、4ページにございます(3)、令和3年度更別村簡易水道事業剰余金処分計算 書のとおり、繰越利益剰余金となります。その他の項目については、お目通しをお願いい たします。

続きまして、令和3年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。11ページお開き願います。3、業務、(1)、業務量、供給単価は170円36銭、給水原価

は168円37銭となっております。

12ページをお願いいたします。 4、会計、(1)、重要契約の要旨では、道営営農用水事業負担金を記載しております。

13ページの5、その他、水道使用料の収入状況でございますが、3月末の現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は8,785万8,840円、収入未済額は700万8,778円で、収納率は92.61%であります。8月末現在の収入未済額は15万5,506円となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目は、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございます。14ページお願いいたします。1、令和3年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローは、給水事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動により2,728万338円の資金が増加しております。

- (2)、投資活動によるキャッシュ・フローは、建設事業に係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により2,245万7,412円の資金が減少しております。
- (3)、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入れと償還による現金の収支を表しております。本年度の財務活動により5,675万9,733円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金増加額は6,158万2,659円で、期末の残高は9,798万870円となり、5ページにございます(4)、令和3年度更別村簡易水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致しているところでございます。

収益費用と資本的収入支出の明細書は15ページから23ページです。固定資産明細書は24ページです。企業債明細書は25ページです。その他参考資料は26ページから28ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定の件について補足説明させていただきます。

こちらも平成30年度から地方公営企業会計に移行いたしまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しており、1ページから2ページの決算報告書は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成してございます。

それでは、決算書1ページお願いいたします。1、令和3年度更別村公共下水道事業決

算報告書は、消費税を含む表示となってございます。(1)、収益的収入及び支出は、下水 道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用であります。収入の第1款下 水道等事業収益の決算額は1億4,089万7,528円、第1項営業収益の決算額は4,996万9,894 円、第2項営業外収益の決算額は9,092万7,634円となってございます。次に、支出の第1 款下水道等事業費用の決算額は1億8,225万3,126円、第1項営業費用の決算額は1億7,493 万7,534円、第2項営業外費用の決算額は731万5,592円、第3項予備費の支出はございませ ん。

次に、2ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上してございます。収入の第1款下水道等事業資本的収入の決算額は1億2,034万3,200円、第1項企業債の決算額は3,750万円、第2項出資金の決算額は5,414万3,000円、第3項負担金の決算額は164万6,200円、第4項補助金の決算額は2,705万4,000円となってございます。次に、支出ですが、第1款下水道等事業資本的支出の決算額は1億1,434万1,388円、第1項建設改良費の決算額は6,921万620円、第2項企業債償還金の決算額は4,513万768円となってございます。

続きまして、3ページの2、財務諸表、(1)、令和3年度更別村公共下水道事業損益計 算書でございます。こちらは、消費税を除く表示となってございます。1、営業収益は、 下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料で4,542万7,194円。2、 営業費用、(1)、管渠費は、下水道公共汚水ます修繕などです。(2)、処理場費は、下水 道更別浄化センター、農業集落排水施設上更別浄化センター、個別排水処理施設の維持管 理経費などでございます。(3)、総係費は、職員の人件費、印刷製本費、通信運搬費など でございます。(4)、減価償却費は、有形固定資産減価償却費でございます。1億6,873 万468円、差引き営業利益はマイナス表示でございますので、営業損失1億2,330万3,274 円。3、営業外収益は、一般会計繰入金、基準繰出金、過去に整備した下水道施設に係る 国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などでございまして、1億9,275 万4,483円。4、営業外費用は、起債長期償還利子などで1,252万7,017円、差引き1億8,022 万7,466円に営業利益を加えた経常利益は5,692万4,192円です。5、特別利益は、過年度損 益修正益で1,915万5,520円です。以上から、当年度純利益は7,607万9,712円、前年度繰越 利益剰余金はマイナス表示でございますので、欠損金1億9,530万847円、当年度未処分利 益剰余金もマイナス表示でございますので、欠損金1億1,922万1,135円で、4ページにご ざいます(3)、令和3年度更別村公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり、マイナス表 示でございますので、繰越利益欠損金となります。その他の項目については、お目通しを お願いします。

続きまして、令和3年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。11ページお願いいたします。3、業務、(1)、業務量、1)、公共下水道事業の汚水処理単価は171円73銭、汚水処理原価は327円21銭となっております。2)、農業集落排水事業、12ページお願いいたします。汚水処理単価は178円46銭、汚水処理原価は267円75銭と

なっております。3)、個別排水処理事業の汚水処理単価は91円21銭、汚水処理原価は208円84銭となってございます。

13ページの4、会計、(1)、重要契約の要旨では、更別浄化センター監視制御装置外更新工事負担金を記載してございます。

14ページお願いいたします。5、その他、下水道等使用料の収入状況でございますが、3月末の現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は4,994万9,377円、収入未済額は289万7,335円で、収納率は94.52%でございます。8月末現在の収入未済額は7万5,926円となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目は、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございます。15ページお願いいたします。1、令和3年度更別村公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは、下水道事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動により4,139万6,483円の資金が増加してございます。

- (2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設事業に係る現金の収支で資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により7,927万616円の資金が増加してございます。
- (3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の借入れと償還による現金の収支を表してございます。本年度の財務活動により7,212万128円の資金が減少しております。以上を合計した本年度の資金増加額は4,854万6,971円で、期末の残高は6,090万4,079円となり、5ページにございます(4)、令和3年度更別村公共下水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致をしているところでございます。

収益費用と資本的収入支出の明細書は16ページから25ページにございます。固定資産明細書は26ページに、企業債明細書は27ページから28ページ、その他参考資料は29ページから31ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。 続いて、200ページ、財産に関する調書に入ります。 補足説明を求めます。

末田総務課長。

- ○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明をさせていただきます。
- 200ページでございます。公有財産集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度 末現在高1,517万7,940平方メートルで、決算年度中1,118平方メートルの増となっています。 公共用財産、その他の施設9平方メートルの減、山林(保安林)1,127平方メートルの増は、 実測に伴う面積の修正等によるものでございます。
- (2)、普通財産は、決算年度末現在高286万7,088平方メートルで、決算年度中1万6,451平方メートルの減となっています。宅地8,396平方メートルの減は、宅地分譲地として20筆の土地を売却したことにより8,946平方メートルの減、宅地分譲地1筆を買い戻したことにより550平方メートルの増となりました。その他8,055平方メートルの減は、定住化促進住宅昭和用地4筆、5,404平方メートル、旧勢雄保養所用地1筆、2,651平方メートルを譲渡したことによるものでございます。
- (2) の1、山林、立木の推定蓄積量は、74立方メートル減の25万1,290立方メートルとなっています。

201ページ、202ページをお開きください。 2、建物の部、木造は、決算年度末現在高 1 万8,904平方メートルで、決算年度中297平方メートルの減、非木造は決算年度末現在高 5 万5,965平方メートルで、決算年度中345平方メートルの減となりました。合計で決算年度末現在高が 7 万4,869平方メートル、決算年度中642平方メートルの減となりました。木造の行政財産、公共用財産、小学校 8 平方メートルの増は、上更別小学校屋外トイレの新築によるものでございます。同じく、その他の施設72平方メートルの減は、普通財産への分類替えによるものでございます。普通財産233平方メートルの減は、行政財産からの分類替えで72平方メートルの増、旧レストラン白樺、定住化促進住宅昭和の譲渡で305平方メートルの減となっています。非木造の普通財産345平方メートルの減は、旧勢雄保養所の譲渡によるものでございます。

203ページ、204ページをお開きください。3、基金につきましては、204ページの集計を御覧ください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億745万5,178円で、決算年度中増減高は4,149円の増となり、債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計12の基金の決算年度末現在高は50億5,264万5,893円で、決算年度中増減高は2億7,619万3,154円の増となりました。債権は286円で、合計は50億5,264万6,179円でございます。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億5,383万1,469円で、決算年度中増減高は2,598円の増となりました。債権は524万9,148円で、合計は1億5,908万617円です。総計で54億1,918万1,974円となり、前年度比較2億8,144万9,335円の増となりました。

なお、各基金の詳細は、令和3年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりま すので、ご参照をいただきたいと思います。 205ページ、206ページをお開きください。4、有価証券は、決算年度末現在高3,042万円で、増減はありませんでした。

- 5、出資による権利は、決算年度末現在高4,089万9,536円で、増減はありませんでした。
- 6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は858万992円の増 で、全額超過納付金が増額となっています。普通納付金配分金の振替で300万円の増、超過 納付金配分金で558万992円の増、決算年度末現在高は13億1,746万759円となりました。

207ページをお開きください。7、物品は、1個または1組の取得価格が30万円以上の物品を掲載しております。試験及び測定器でエックス線画像処理装置1台が処分により減となっています。車両でトラクター、指揮広報車、乗用自動車の処分により3台減、乗用芝刈り機、軽貨物自動車、小型ホイールローダー、乗用自動車の購入により6台増、差引き3台の増となっております。雑機械及器具でバスケット台、全自動分包機、超高解像型電子内視鏡システム、歯科診療台などの処分で18台減、レッグエクステンションレッグカール、移動式バスケットゴール、超高解像型電子内視鏡システム、内視鏡用洗浄消毒器などの購入で15台増、差引き3台の減となっています。工作物でゴーダーチーズ用熟成庫、冷凍冷蔵庫、真空包装機、冷凍庫の処分で4台減、真空包装機、ネオフェースカオアトサーバーの購入で3台増、差引き1台の増となっています。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体 共同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 令和3年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を 行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の 件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について計論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月16日から9月19日までの4日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月16日から9月19日までの4日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時03分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 9月15日

更別村議会議長

同 議員

同 議員